

## 食品製造品質・衛生管理認証取得補助金交付要領

平成 31 年 4 月 9 日事務局長決裁

(通則)

第1条 食品製造品質・衛生管理認証取得補助金(以下「補助金」という。)の交付については、食品製造品質・衛生管理認証取得補助金交付要綱(以下「要綱」という。)によるほか、この要領の定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 要綱第4条に定める補助金の交付の対象となる事業(以下『補助対象事業』という。)は、国内外での販路拡大等を目指して、食品の製造・加工・提供についての各種認証を取得する取組、あるいは取得に向け社内構築を行う取組とする。各種認証とは、別表1に掲げるものとする。

(補助対象経費)

第3条 要綱第5条に定める補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、別表2に掲げるものとする。

(補助金の上限等)

第4条 補助金は、補助対象経費の2分の1以内で、300万円を限度とする。

(事業期間)

第5条 補助対象事業は、申請のあった日の属する一般財団法人さっぽろ産業振興財団の会計年度の1月末までに終了するものとする。

(交付の申請)

第6条 要綱第8条に定める補助金交付申請書の様式は様式1とし、関係書類は各号のとおりとする。

(1) 誓約書(様式2)

(2) 認証取得計画書(様式3)

(3) 商業登記簿謄本

(※法人の場合:商業登記簿謄本、個人の場合:開業届の写し)

(4) 直近2年間の決算関係書類

(5) 直近の市町村税の納税証明書

(※法人の場合:法人市民税分、個人の場合:市民税分)

(6) その他、一般財団法人さっぽろ産業振興財団理事長が必要と認めるもの

(交付の決定)

第7条 要綱第9条第2項に定める補助金交付決定通知書の様式は様式4とする。

(補助対象事業内容等の変更承認)

第8条 要綱第10条第1項に定める事業内容変更等承認申請書の様式は様式5とする。

2 要綱第10条第1項の事業内容変更等承認申請書(様式5)の提出を要しない場合は、各号のとおりとする。

(1) 補助目的に変更をもたらすものではなく、より効率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合。

(2) 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合。

3 要綱第10条第2項に定める事業内容変更等承認通知書の様式は様式6とする。

(実績報告)

第9条 要綱第12条に定める事業完了報告書の様式は様式7とし、関係書類は各号のとおりとする。

(1) 事業実績報告書(様式8)

(2) 補助金精算書(様式9)

(補助金の額の確定及び通知)

第10条 要綱第13条に定める補助金額確定通知書は様式10とする。

(財産の管理)

第11条 要綱第16条に定める補助対象事業により取得又は効用が増加した財産とは、取得価格又は効用の増加額が50万円以上の財産とする。

(成果の発表等)

第12条 要綱第17条に定める補助対象事業の成果を求めたときは、これに協力するものとするとは、申請のあった日の属する一般財団法人さっぽろ産業振興財団の会計年度を含め4年間、認証の取得状況、売上高等を当財団に報告することをいう。

附則

この要領は平成31年(2019年)4月9日から施行する。

別表 1 (各種認証)

各種認証制度	
HACCP	北海道、各業界団体等
健康食品 GMP	公益財団法人日本健康・栄養食品協会等
ISO22000・FSSC22000	民間審査機関
ハラール認証	民間審査機関
その他各種制度で、補助目的を達成するために必要と認められるもの	

飲食店、食品店頭販売店の認証取得については、訪日外国人の集客増加に効果が期待できるものに限る。

別表 2 (補助対象経費)

補助対象経費
認証審査費
謝金等
研修費
旅費
機器購入・修繕費
その他の経費